

オピニオン

アスベスト

調査と管理の徹底急務

現在、使用が禁止されているアスベスト(石綿)は、主に1970～90年代にかけて便利な建築材料として県内でも広く使われた。それらの建物は、取り壊す際だけでなく吹き付けなど使用状況によっては厳重な飛散防止策が必要だが、どこにどのような形で使われているかさえ十分に把握されていないのが実情だ。国土交通省は、使用の可能性のある民間建築物を調査して使用の有無を把握し、所有者に適切な管理などを促すためのアスベスト調査台帳の整備を自治体に要請している。そのための補助金もあり、市町村を通して個人に交付されるが、県内で何らかの補助制度があるのは8市にとどまる(表参照)。「負の遺産化が懸念されるアスベストを巡る現状をまとめた」

(論説編集委員・高内小百合)

アスベストは、吸い込むと悪性中皮腫、肺がんなどの健康被害につながる恐れがある。アスベストの中でも対策の緊急性が高いのは、耐火性や耐久性などを高めるために鉄骨などに直接吹き付けられているケースだ。経年劣化や損傷で周囲に飛散する可能性があるためだ。

高額になるのは、使用状況にもよるが、アスベストの飛散を防ぐため足場を組んで解体する建物全体を覆ったり、作業する

人も防じんマスクや防護服などで完全防備したりするためだ。解体建物の覆い内部の気圧を外

部より下げ、もれないようにする有無の見極めが重要。ただし、調査は専門家でないとい正確には行えない。県の協会加盟社や調査資格のある専門家に依頼してほしい」と呼び掛ける。

補助制度、県内8市止まり

吹き付けアスベストは車庫や倉庫などの天井、コンクリートのビルの柱や壁などに使われていることが多い。商店街などの店舗兼住宅のような建物は、建築年代にもよるが使用されている可能性が比較的高い。

◆ ◆

上越市の岩間順雄さん(79)の店舗兼住宅だった鉄骨コンクリート2階建て、延べ床面積約380平方メートルは一例だ。専門業者に調べてもらい壁などに吹き付けでの使用が判明。生花店をたたむことを決め、昨春秋に約2カ月かけて解体、処分した。費用は、単純な解体なら約900万円だったが、それ以外にアスベストの除去や廃棄処理な

進まぬ実態把握、健康被害の恐れ



天井の折板に吹き付けられたアスベストの除去作業。外部への飛散防止のため密閉空間にし、防じんマスクや防護服などを着用して作業する。そぎ落としたアスベストは固化処理される。折板には薬剤処理を施し残っている可能性のあるアスベストは封じ込む(日本建機提供)

アスベスト 石綿とも称される天然の鉱物繊維。クリソタイル、クロソイドライト、アモサイトなど6種類がある。鉄骨などへの吹き付けのほか天井用断熱材、吸音材、ビニル床タイル、配管の保温材、屋根のスレートなどに幅広く使われてきた。2006年の建築基準法改正でわずかな例外を除き

使用禁止となった。全面禁止されたのは12年。使用が判明しても床や屋根などの場合は、ほかの材料とともに固化されていれば、通常はそのまま建物として利用ができるが、解体する場合は飛散防止策が必要。解体や処理は大気汚染防止法をはじめ法令や規則で安全性を担保するよう規制されている。

画期的な「島根県方式」

アスベスト使用建造物の調査、管理がなかなか進まない背景には、補助金があっても多くの場合、建物図面の提出、2社以上から見積もりを取るなど、細かな申請条件が個人に課せられていることがある。

この問題を解消しようとして島根県では、県が主体になって20

県解体工事業者協会会長を務める日本建機(村上市)の金子良治社長は「疑わしい建物は、アスベストが使われているかどうかをまず確認しないと解体に着手してはいけない」と言う。

国交省が創設した建築物石綿含有建材調査者に認定されている中屋健・同社常務は「使用の

る処置が必要なこともある。アスベスト含有廃材はリサイクルを禁じられ、一般廃棄物とは別に運搬するなど安全、確実に処分することが義務付けられているため処分費も高くなる。

岩間さんは「補助金がある市に住んでいたら、調査にも除去にも費用補助が受けられたのに」と、最低でも全市町村に補助金制度が必要だと強調する。

アスベストの使用例。上から駐車場の天井への吹き付け、配管の断熱材、屋根のスレート。スレートは固化されているので通常は飛散しないが、劣化が進んだ吹き付けなどは速やかな飛散防止策が欠かせない(いずれも建築物石綿含有建材調査者協会提供)

国交省では20年度内の調査着手であれば、1棟につき25万円を上限に補助金を交付すると決めているため、個人の経済的負担も生じにくい。

県内のアスベスト関連補助制度		
市町村名	調査の補助限度額	除去等補助限度額
新潟市	1 検体当たり 15 万円、 複数検体の場合は 1 棟 当たり 25 万円	300 万円
長岡市	—	市㎡単価等による
柏崎市	25 万円	150 万円
新発田市	25 万円	600 万円
燕市	1 検体当たり 15 万円、 複数検体の場合は 1 棟 当たり 25 万円	—
見附市	25 万円	150 万円
魚沼市	5 万円	150 万円
南魚沼市	25 万円	300 万円

※2019年4月現在。県の資料を基に作成。県には融資制度がある。除去の対象は吹き付け。封じ込み、囲い込み工事にも適用